

令和8年度エッセンシャルワーカー等への職種転換に対応できる
新たな人材育成プログラムの開発業務プロポーザルに係る審査要領

1 目的

この要領は、令和8年度エッセンシャルワーカー等への職種転換に対応できる新たな人材育成プログラムの開発業務（以下「本業務」という。）の実施を希望する団体が提出した企画提案書等（以下「提案書」という。）を比較検討し、提案者の順位付けを行うために必要な審査方法等を定めるものとする。

2 審査会の設置

(1) 提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため「鳥取県公募型プロポーザル方式受託者選定等審査会（令和8年度エッセンシャルワーカー等への職種転換に対応できる新たな人材育成プログラムの開発業務プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、審査員3名をもって構成する。

3 審査基準等

(1) 審査員は、提案書の内容を次表により評価する。

区分	審査項目	審査基準	評価基準点	ウェイト	配点
内容	事業所別プログラム	①「事業所別プログラム」（5事業所以内）の完成イメージは事業の目的に沿ったものであるか。	5	×3	15
		②モデル事業所を伴走支援しながらプログラムを作成していくことが見込めるか。	5	×3	15
	鳥取県版プログラム	①「鳥取県版プログラム」の完成イメージは事業の目的に沿ったものであるか。	5	×3	15
		②最終的な成果物「鳥取県版プログラム」は、実際の職種転換希望者に向けて有益なものとなると見込めるか。	5	×3	15
		③求人は首都圏に向けたものであるなど、広範囲を想定しており、かつ効果的であるか。	5	×2	10
全体	業務遂行能力	①業務目的を十分に理解しているか。	5	×2	10
		②本業務を実施するための適切な能力と体制を備えているか。 （支援体制が適切か、事業全体のスケジュール管理ができるか、運営資金は十分かなど）	5	×2	10
		③就職支援や企業等へのコンサルティングの実績及び成果があるか。	5	×1	5
	個人情報の漏えい等の有無	①過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。（ただし、発生がある場合に限り減点する）	△5	×2	△10
見 積 価 格	価格点	【計算式】 $\text{配点} \times \left(1 - \frac{\text{（当事業者の見積額－最も低い見積額）}}{\text{鳥取県の予算額}} \right)$ ※鳥取県の予算額を超える見積額は無効とする。			5

(2) 各審査員は、(1)の各項目（価格点を除く。）について、次の基準により評価し、ウェイトの割合を掛け合わせた点数を算出し、価格点を加えてその合計点（以下「評価採点」という。）を令和8年度エッセンシャルワーカー等への職種転換に対応できる新たな人材育成プログラムの開発業務プロポーザル審査票（別紙）の所定欄に記入した上で、順位付けを行う。

評価基準点	判断基準
5	非常に優秀
4	優 秀
3	普 通
2	やや不十分
1	不十分又は審査不能

(3) (2)により各審査員の付した評価採点を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の付けた順位をそのまま点数とし、合計の値の少ない方から順位を付ける方式）による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合には順位点の方法による順位を優先する。ただし、(1)の各項目について、審査員の過半数が評価基準点を「1」と評定した項目のある団体は、順位付けを行わないものとする。

(4) 同位の者が2以上あるときは、審査員の多数決で順位を決定する。